

国立大学法人大分大学役員給与規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の役員の給与の支給に関し必要な事項を定める。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員の給与（期末特別手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号 級	本 級 月 額
1	525,000円
2	583,000円
3	644,000円
4	716,000円
5	772,000円
6	829,000円
7	908,000円
8	979,000円
9	1,049,000円

2 常勤役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で学長が決定する。

- (1) 学長 8号給又は9号給
- (2) 理事 3号給以上6号給以内
- (3) 監事 1号給以上4号給以内

3 学長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、経営協議会の議を経て、前項各号の範囲を超えて本給を決定することができる。

(調整手当)

第5条 調整手当は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第14条第3項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 調整手当の月額は、給与規程第14条第2項から第4項までに規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 前項に規定するもののほか、調整手当の支給に関し必要な事項は、給与規程を準用する。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、給与規程第14条の2第1項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 広域異動手当の月額は、給与規程第14条の2第1項に規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、給与規程を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第16条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程第16条第2項に規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 非常勤役員の通勤手当は、勤務形態等を考慮して、学長が別に定める。
- 6 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程を準用する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、給与規程第17条第1項及び第3項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、給与規程第17条第2項に規定する額とする。
- 3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、給与規程を準用する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額に、本給月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、これに100分の142.5を乗じて得た額に、給与規程第28条第2項第4号に規定する在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価、業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、学長が、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができる。
- 4 前三項の規定によるもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとし、非常勤役員の職責及び勤務形態を考慮し、学長が決定する。

非常勤役員	手当額
理事	100,000円

	200,000円
	300,000円
監事	100,000円
	200,000円

(月の中途で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する給与の日額は、常勤役員の給与月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第12条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 役員に係る通勤手当については、給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第45号）による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）の規定に準じて支給する。

附 則（平成16年規程第158号）

この規程は、平成16年6月28日から施行する。

附 則（平成17年規程第125号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第61号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日に受けている本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成21年規程第61号）

（施行期日）

- この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年度6月期の期末特別手当の支給割合の特例)
- 平成21年6月期においては、第8条第2項中「6月に支給する場合においては100分の160」を「6月に支給する場合においては100分の145」に読み替えて適用する。

附 則（平成21年規程第97号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第67号）

（施行期日）

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月期の期末特別手当の支給割合の特例)
- 平成22年12月期においては、第8条第2項中「12月に支給する場合においては100分の150」を「12月に支給する場合においては100分の145」に読み替えて適用する。

附 則（平成23年規程第18号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第44号）

（施行期日）

- この規程は、平成23年5月30日から施行する。
(期末特別手当の支給割合の特例)
- 平成25年12月31日までの間、期末特別手当の支給割合は第8条第2項中に定める割合より、第4条に定める常勤役員の本給表の5号給及び8号給を適用する者については100分の5を減じた割合とする。

附 則（平成24年規程第29号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第47号）

（施行期日）

- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、本給月額の支給に当たっては、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 特例期間において、調整手当及び広域異動手当の支給に当たっては、調整手当及び広域異動手当の月額から、本給月額に対する調整手当及び広域異動手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 特例期間において、期末特別手当の支給に当たっては、期末特別手当から、本給月額等を基礎に算定した支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則（平成25年規程第69号）

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（平成26年規程第35号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第46号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学役員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は平成26年4月1日から適用する。
(差額の支給)

2 平成27年1月1日在職する役員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学役員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成27年規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替に伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成28年規程第5号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学役員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(差額の支給)

2 平成28年3月1日在職する役員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学役員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成30年規程第71号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第78号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第36号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第56号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第65号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学役員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(差額の支給)

2 令和6年1月1日在職する役員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学役員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年規程第27号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年3月26日から施行し、改正後の国立大学法人大分大学役員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(差額の支給)

2 令和6年3月26日在職する役員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大

学役員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

(令和5年12月期の期末特別手当の支給割合の特例)

- 3 令和5年12月期においては、新規程第8条第2項中「100分の140」を「100分の142.5」に読み替えて適用する。

附 則（令和6年規程第33号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第21号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人大分大学役員給与規程（以下「新規程」という。）第8条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和7年3月1日在職する役員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学役員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

(令和6年12月期の期末特別手当の支給割合の特例)

- 3 令和6年12月期においては、新規程第8条第2項中「100分の142.5」を「100分の145」に読み替えて適用する。